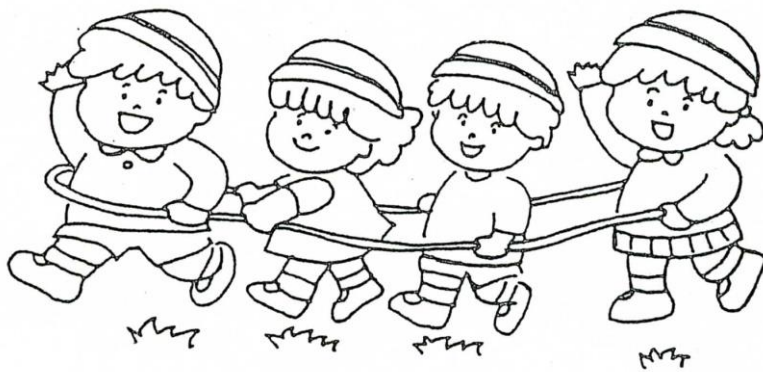


保健のしおり

令和8年度小学校新入生・転入生用



「保健のしおり」は、調布市ホームページにも
掲載しております。

調布市教育委員会

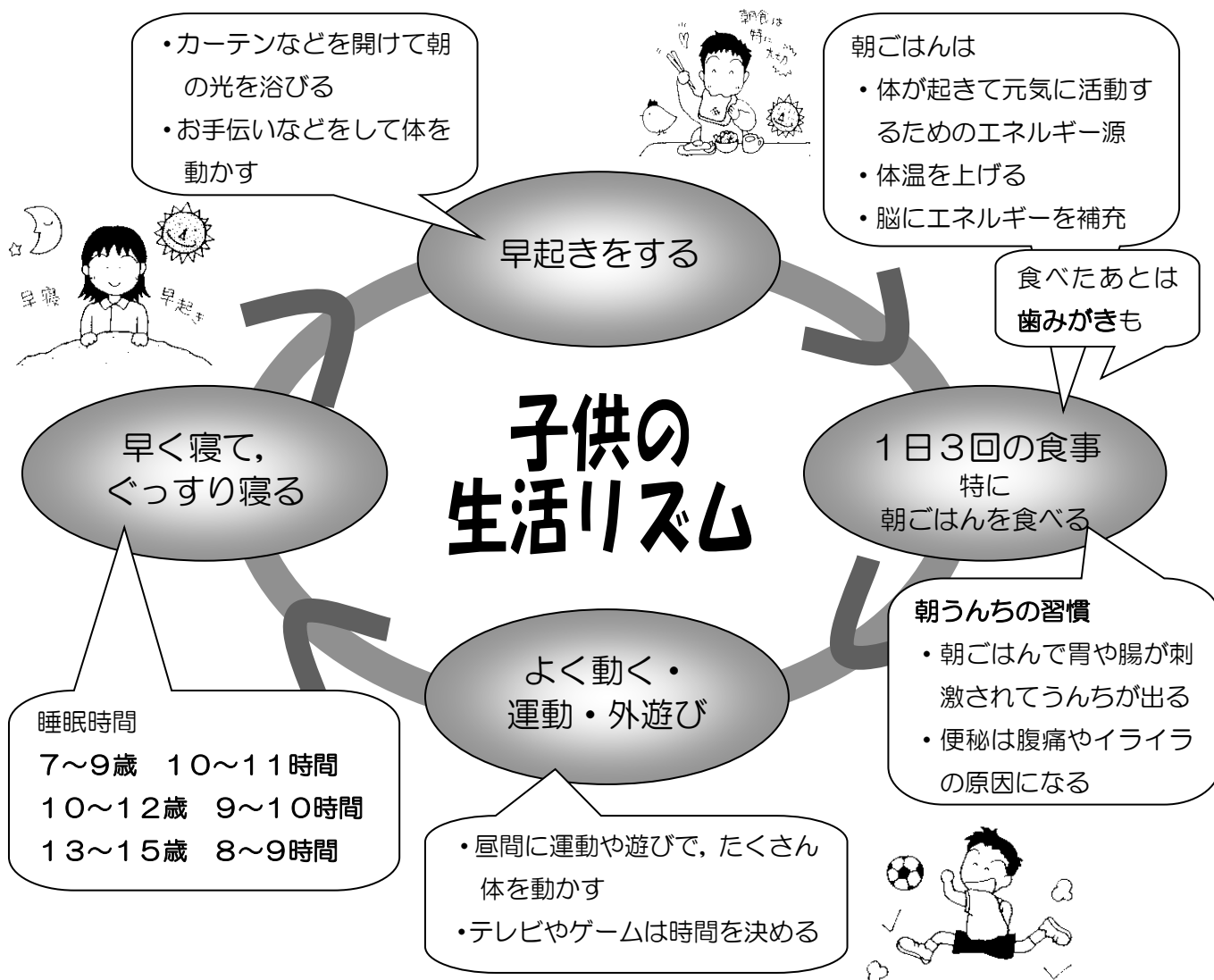
このしおりは、学校保健についてのご理解とご協力をいただくために作成いたしました。
お子さんが、学校生活を健康で楽しく過ごせるよう、ご家庭と学校とが連携していき
たいと考えます。

《 しおりの内容 》

- 1 健康な学校生活を送るために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 健康診断について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 保健室では・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 緊急時の連絡先をお知らせください。
 - (2) 学校を欠席・遅刻・早退する場合
 - (3) こころの健康
- 5 感染症と出席停止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 予防接種について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 アレルギー疾患のある児童への対応について・・・・・・・・ 11

1 健康な学校生活を送るために

正しい生活リズムが大切です。



朝、お子さんの様子を見て、登校する前に健康観察をしましょう。

観察のポイント *いつもと比べてみてください

- 顔色がよくない
- 食欲がない
- 便が出ていなかったり、下痢をしていたりする
- 元気がない
- ぐずぐずしている
- ぐったりしている

*気になることがありましたら、体調などの様子を聞いてみたり、体温を測ってみたりしてください。無理に登校すると、病気がひどくなってしまふことがあります。

2 健康診断について

(1) 健康診断実施学年一覧表

学校保健安全法で定められた定期健康診断は、毎年4月から6月にかけて実施。

【健康診断の目的】発達や健康状態を把握し、学校生活で注意することはないかを調べる。

(○…全員実施する学年，△…一部児童が実施する学年)

		小学校					中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
定期健康診断	身体測定（身長，体重）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発育の様子を知る。									
	内科健診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	栄養状態・脊柱・胸郭・四肢の状態・皮膚の状態・心音などにより体全体を調べる。									
	視力検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	眼鏡あり・なし両方検査する。ただし、眼鏡を常用している場合は、裸眼視力の検査を省略することがある。 ※コンタクトレンズを使用している場合は、使用した状態で行う。 ※視力が1.0に満たない方は、専門医に御相談ください。									
	聴力検査	○	○	○		○		○		○
	聴く力を調べる。 ※聞こえにくいときには専門医に御相談ください。									
	眼科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	感染症，アレルギー性などの目の病気があるかを調べる。									
	耳鼻科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中耳炎などの耳の病気や，鼻炎・副鼻腔炎などの鼻の病気があるかを調べる。									
	歯科健診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	むし歯の有無・かみ合わせの状態・歯肉の様子などを調べる。									
	心臓検診	○			△				○	△
	心音・心電図の検査を行い，先天性の心臓病やリウマチ熱などによる後天的心疾患を調べる。 異常がみられた場合は二次検査あり。△1年生の時に要管理になった児童・生徒。他地区からの転入生。 ※心臓検診の結果によって，水泳指導の開始に間に合わないことがありますので御了承ください。									
	腎臓検診（尿）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尿中の蛋白・糖・潜血などを調べる。異常がみられた場合は二次検査，三次検査あり。										
結核検診	問診・内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	医師が必要と認めた場合はツベルクリン反応検査，レントゲン撮影実施。									
	ツベルクリン反応検査	△対象になった児童・生徒								
	胸部直接撮影	△対象になった児童・生徒								

その他	小児生活習慣病予防健康診断		△		○		△		○		△
	生活習慣病を予防して健康につなげるために行う。腹囲・肥満度を測定。必要に応じて指定の医療機関で検査を受けられる。△の学年も，学校医が必要と判断した場合，指定の医療機関で検査を受けることができる。										
	脊柱側湾症検診（モアレ検査）						○	△	△	○	△
	成長期の子どもにみられる特発性側湾症について調べる。異常がみられた場合は二次検査あり。 △「次年度再検」と指導された，内科健診等で必要と指導された児童・生徒。										
	色覚検査（希望者のみ）					○			○		
色の見え方に特性があるかを調べる。 ※希望があれば他学年でも実施します。色の見え方が気になる場合は，保健調査に記入してください。											

(2) プライバシー等への配慮

- ア 学校医による聴診・視診の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮します。
- イ 男女ともに、個別スペースを確保し、周囲から見えないよう配慮します。また距離を確保し、他の児童生徒に結果等が知られることがないよう配慮します。
- ウ 健診補助者等が介助のため、児童生徒と一緒に立ち会いますので御了承ください。
- エ 健診スペースには衝立を配置し、プライバシーの保護に十分配慮して行いますが、事情により特別な配慮が必要な場合は、担任または養護教諭まで御連絡ください。

(3) 保健調査について

お子さんの健康状態を把握するために保健調査を行います。健康診断が始まる前に保健調査を行いますので、必要事項を記入してください。

*心臓検診、結核検診については、別に問診票を配布しますので記入して提出してください。

(4) 学校生活管理指導表について

心臓病、腎臓病、アレルギー疾患等で、定期的に通院し医師の管理を受けている疾病については、「学校生活管理指導表」を主治医に記入していただき、学校に提出してください。

(5) 健康診断結果について

健康診断の結果は、「健康手帳」や「結果のお知らせ」などによりお知らせいたしますので、必ずご確認ください。お子様の健康管理にお役立てください。

(6) その他

ア 当日の欠席などで健康診断を受けられなかった場合は、原則、自校の学校医の医療機関を受診ください。

歯科健診については調布市立学校 学校歯科医の歯科医院での受診が可能です。

上記以外の医療機関で受診する場合は、診察代等がかかりますので御了承ください。受診の際は事前に予約をお願いします。

なお、学校によっては、他学年等の時間に受診できることもあります。学校からのお知らせを御確認ください。

イ 公費で行う検査・検診について

心臓・脊柱側湾症検診は第二次検査まで、腎臓検診は第三次検査まで公費で行いますが、それ以降は自費となりますのでご了承ください。

公費で行う検査及び欠席者検診は、遅刻・早退扱いにはなりません。学校以外の検査会場で受診する場合は、登・下校などの予定を、事前に学校へお知らせください。

3 保健室では

お子さんが健康に学校生活を送ることができるよう、健康診断・健康相談・保健指導・応急処置をします。(緊急時のために下着や生理用品も用意しています。)

学校でケガをしたり体調が悪くなったりしたときは、必要に応じてご家庭にお迎えをお願いすることがあります。また、学校から病院を受診する必要がある場合には、保護者の同伴をお願いいたします。

4 その他

(1) 緊急時の連絡先をお知らせください。

ケガや病気で、ご家庭に“緊急連絡”をすることがあります。このような時にすぐに連絡がとれるように、別途学校の指定する用紙の提出をお願いします。

※お勤めの場合は、勤務先への連絡方法（電話番号 内線番号等）もお知らせください。

※勤務先の変更や、年度の途中からお勤めにでられた時は、忘れずにお知らせください。

※外出するときは、何時頃まで不在であるとか、どこに行く予定である等々をお子さんに知らせておいてください。

(2) 学校を欠席・遅刻・早退する場合

各学校専用の「欠席者連絡メール」等を使って、その旨を連絡ください。

(3) こころの健康

学校における身近な相談員としてスクールカウンセラーが勤務しています（おおむね週2回）。お子さんや保護者、教職員からの日ごろの思いを聞きながら相談を受けます。

5 感染症と出席停止について

以下の感染症にかかった場合は、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。速やかに学校にお知らせください。また再登校する時には、所定の用紙（「登校・登園許可申請書」又は「登校・登園許可証明書」）が必要となります。

「登校・登園許可申請書」と「登校・登園許可証明書」のどちらを使用するかは、り患した感染症により異なります。詳細は次ページのフロー図をご参照ください。なお、この書類は学校で受け取るか、市又は学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

(1) 出席停止期間の基準

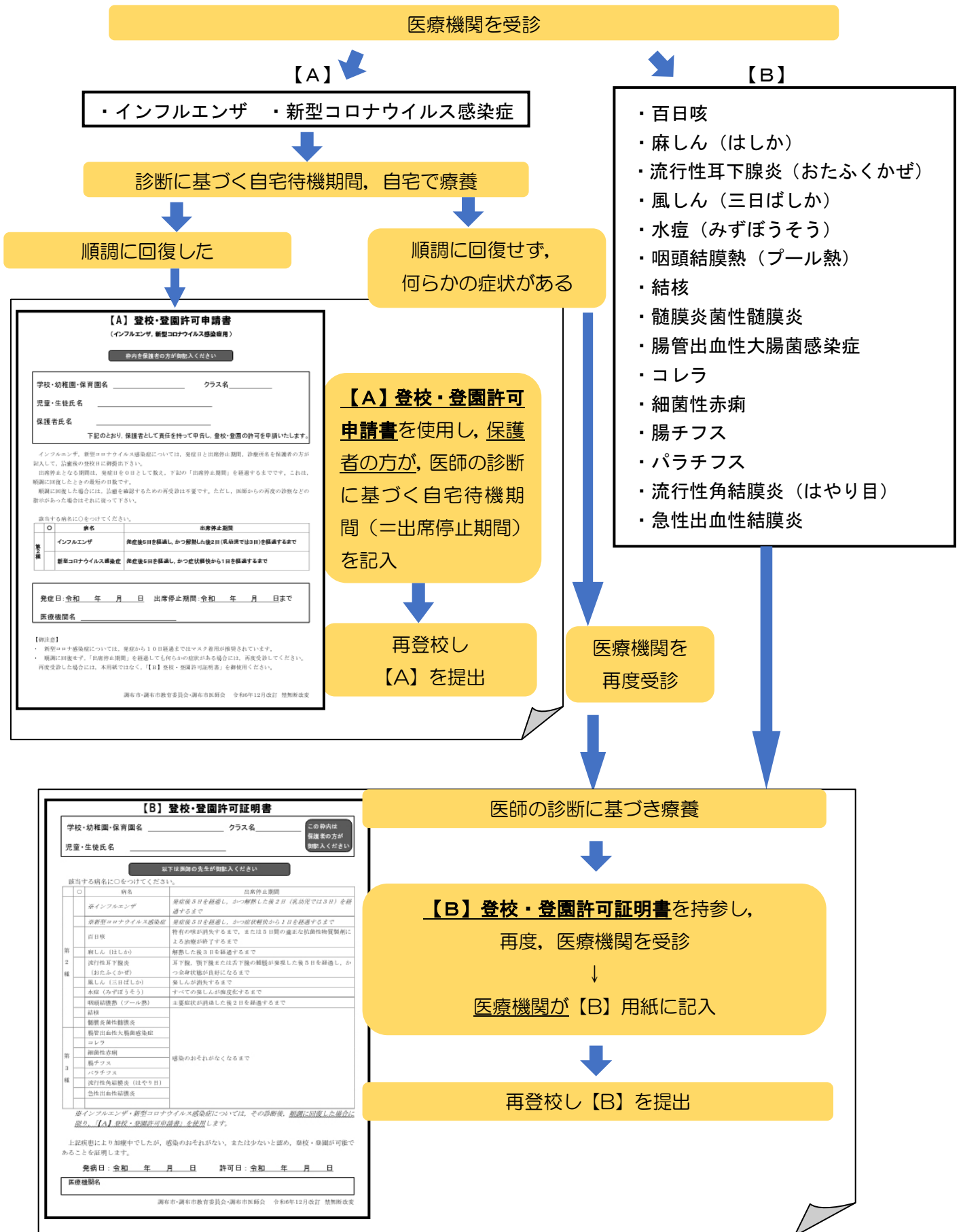
	○	病名	出席停止期間
第 2 種		※インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児では3日）を経過するまで
		※新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第 3 種		結核	
		髄膜炎菌性髄膜炎	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎		

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、その診断後、順調に回復した場合に限り、「【A】登校・登園許可申請書」を使用します。

その他の感染症として、手足口病・ヘルパンギーナ・伝染性紅斑・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・带状疱疹・突発性発疹・流行性嘔吐下痢症などがありますが、調布市医師会小児科医会では、医学的見地より、他の児童への感染予防の目的のためには、通常は登校を禁止する必要はないと考えています。このため、原則としては、出席停止になりません（「登校・登園許可証明書」は不要です。）

(2) 感染症に罹患した場合に御提出いただく証明書の分類

感染症によって、御提出いただく証明書が異なりますので、下記フローにより御確認ください。



6 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

調布市では、市立小・中学校に在学するお子さんの不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます（掛金〈一人年額935円〉は全額公費で負担しています）。

これは、在学中に起こった災害に際して、その治療費や見舞金等の給付を受けることのできる制度で、その概要は次のとおりです。

(1) 申請の対象になる場合は？

学校管理下で起こった災害（負傷・疾病など）において、

- ① 健康保険適用になる治療で、総治療費が5,000円以上（自己負担割合が3割の場合、窓口での支払いが約1,500円以上）の場合
- ② 後遺障害が残った場合 ③ 死亡された場合

※原則として、交通事故等で他の保険が適用される場合は、対象外です。

※ちょっと共済に関しては、日本スポーツ振興センター災害共済給付との併用が可能です。

＜学校管理下の例＞

- ・登下校中、授業中や休み時間、始業前、授業終了後
- ・学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動など）

(2) 給付金額は？ ※給付について日本スポーツ振興センターの審査があります。

① 医療費

原則として、自己負担額（A）に、療養に伴って要する費用の1割（B）を加えた金額

【例1】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）で、保険証を使用した場合	
(A) 療養に要する費用の算定額（自己負担額）	(B) 療養に伴って要する費用
10,000円×3/10=3,000円	10,000円×1/10=1,000円
(A) + (B) = 4,000円（給付金額）	
【例2】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）で、義務教育就学児医療証を利用したため窓口負担がなかった場合	
(A) 療養に要する費用の算定額（自己負担額）	(B) 療養に伴って要する費用
0円	10,000円×1/10=1,000円
(A) + (B) = 1,000円（給付金額）	

Q. “ひとり親家庭（マル親）” 又は “義務教育就学児（マル子）” の医療証を持っている場合は？

A. 調布市では、学校の管理下で発生したケガや疾病に対しては、この災害共済給付により保障することとしております。このため、原則としてこれらの医療証を使わず、本制度による手続きをお願いします。ただし、手持ちの現金が無かったり、習慣的にこれらの医療証を使ったりすることも考えられます。こうした場合には、受診時にこれらの医療証を提示するとともに、本制度の申請手続きもお願いします。

※※※医療証を利用して自己負担額が0円でも、医療費1割分が支給対象となります。※※※

② 治療用装具・生血料金（医師に治療に必要と認められたコルセット等の装具や輸血の費用）

原則として医療費と同様。

※治療用装具の費用は一旦全額（10割）を装具製作会社等に支払い、支給基準に該当するもののみ給付されます。また、保険適用の装具であれば、7割分が健康保険から療養費として払い戻されるので、加入されている健康保険組合にご確認ください。

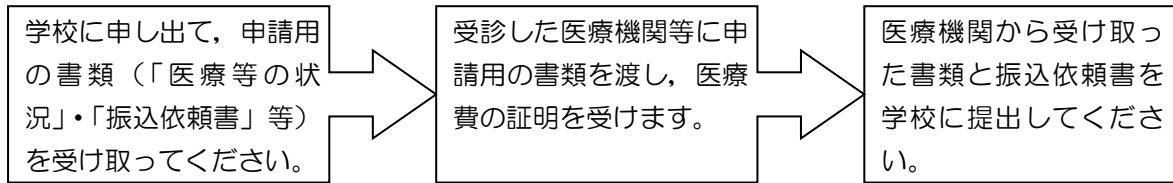
③ 障害見舞金・死亡見舞金

障害等級、死亡原因により規定された金額

Q. “生活保護受給世帯“の場合は？

A. 生活保護費により補助を受けているため、医療費・治療用装具代・生血料金支給の対象とはなりません。ただし、死亡見舞金と障害見舞金は給付されます。

(3) 給付手続き方法



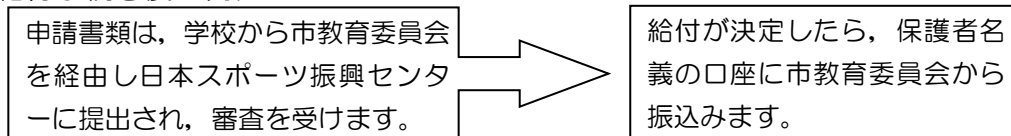
※1ヶ月の外来療養・入院療養・治療用装具代等それぞれの額が、70,000円を超えた場合は、「高額療養状況の届」の添付が必要となります。

※医療費の給付は初診から最長10年間です。

※受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付を受けられなくなります。

※申請書類に係る文書料に関しては、多くの病院・薬局では無料にしていますが、まれに文書料がかかる場合があります。文書料は給付の対象になりません。

(4) 給付手続き後の流れ



※給付金をお支払いできるのは、学校に用紙が提出されてから最短で2～3ヵ月かかります。

(5) 選定療養費について

大学病院や総合病院のように大きな病院（ベット数が200床以上）は、通常の医療費とは別に選定療養費（病院が定める特別料金）を自費で負担することになります。選定療養費に関しては、医療保険診療外のため、給付の対象にはなりません。

※地域の病院や診療所等からの紹介状がある場合、選定療養費はかかりません。学校での負傷等で緊急を要する場合や、修学旅行等の校外活動時は、紹介状を取り寄せることができないため、選定療養費がかかることがありますので、ご了承ください。

※選定療養費が必要な近隣の病院は以下のとおりです。（令和8年1月時点の状況です。詳細については、受診医療機関にお問い合わせください。）

東京慈恵会医科大学西部医療センター（狛江市）・武蔵野赤十字病院（武蔵野市）

杏林大学医学部付属病院（三鷹市）・国立成育医療研究センター（世田谷区）・至誠会第二病院（世田谷区）

(6) 時間外選定療養費について

二次・三次救急医療機関等で、時間外診療を受けた場合、通常の医療費とは別に時間外選定療養費が加算される場合があります。時間外選定療養費に関しては、医療保険診療外のため、給付の対象にはならず、自己負担になります。詳細については、受診医療機関にお問い合わせください。

(7) その他

調布市では、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付制度とは別に、学校管理下で起こった災害において、入院が2週間以上となる負傷及び疾病、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行規則の定める14級以上の障害、死亡等の場合に見舞金を支給する制度があります。

<問い合わせ先> 調布市教育委員会 教育部学務課保健給食係 TEL 042-481-7475

7 予防接種について

令和7年12月現在

予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種と、それ以外の任意接種があります。

(1) 子どもの定期予防接種

「麻しん（はしか）風しん 第2期」予防接種の対象は、小学校入学前の令和8年3月31日※までです

入学準備と合わせて、お子さんの予防接種がお済みかどうか母子健康手帳を確認しましょう。

まだ受けていない予防接種がある場合は早めの接種をお勧めします。

定期予防接種の対象年齢内であれば無料で受けることができます。

※ 令和6年度に対象者だった方（平成30年度生まれの方）は、ワクチン不足による延長措置により、令和8年度末まで無料で接種が受けられます。

費用

対象年齢の方は無料（公費負担）

予防接種についての問い合わせ

調布市子ども生活部 子ども家庭センター
☎042-441-6136

実施場所

協力医療機関 ※1

持ち物

母子健康手帳、マイナ保険証又は資格確認書、予診票（転入等でお手元にない場合は市内協力医療機関で受け取るか子ども家庭センターにお問い合わせください。）

★色つけ部は小学校入学後に対象となる予防接種です

種類		回数	対象年齢	
ロタウイルス ※2	ロタリックス	2	出生6週0日後～24週0日後	
	ロタテック	3	出生6週0日後～32週0日後	
五種混合 ※6 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	第1期初回	3	2か月～ <u>7歳6か月未満</u>	
	第1期追加	1		
ヒブ ※3 ※6	初回	3	2か月～5歳未満	
	追加	1		
四種混合 ※6 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	第1期初回	3	2か月～ <u>7歳6か月未満</u>	
	第1期追加	1		
小児用肺炎球菌 ※3	初回	3	2か月～5歳未満	
	追加	1		
B型肝炎		3	1歳未満	
BCG（結核）		1	1歳未満	
麻しん（はしか）風しん ※4	第1期	1	1歳～2歳未満	
	第2期	1	<u>小学校入学前の1年間</u>	
水痘（みずぼうそう）		2	1歳～3歳未満	
日本脳炎	第1期初回	2	6か月～ <u>7歳6か月未満</u>	
	第1期追加	1		
	第2期	1	9歳～13歳未満	
二種混合（ジフテリア・破傷風）		第2期	1	11歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス（HPV） ※5		2又は3	小学6年生（12歳相当）～ 高校1年生（16歳相当）の女子	

- ※1 協力医療機関は、市または調布市医師会のホームページをご覧ください。
- ※2 接種するワクチンの種類によって対象週齢・回数が異なります。
- ※3 接種開始月齢（年齢）により接種回数が異なります。
- ※4 対象期間内に接種できなかった場合、7歳6か月未満まで（令和4年度生まれの方の第1期、平成30年度生まれの方の第2期は令和8年度末まで延長措置あり）無料で予防接種を受けることができます。⇒下記「(3) 調布市が独自に行う法定外予防接種（無料）」をあわせてご覧ください。
- ※5 接種開始時の年齢、ワクチンの種類及び接種間隔によって回数が異なります。
- ※6 ヒブと四種混合をあわせた五種混合が令和6年4月1日から定期接種化されました。ただし、四種混合は現在販売を終了しています。四種混合が未完了の方は、五種混合で接種を完了できます。

(2) 調布市が独自に行う任意予防接種費用の助成（有料）

任意接種は、定期接種以外の予防接種で、被接種者（お子さん）・保護者と医師との相談により、接種した方が良いと判断したときに接種するものです。接種は任意ですが、市で費用の一部助成を行っているものがあります。

種類	回数	対象年齢	助成内容
おたふくかぜ※	1回	1歳～2歳未満	接種費用 6,600 円のうち市が 3,600 円を助成（生活保護受給者・中国残留法人等支援給付受給世帯は無料）
		日本小児科学会では、1歳と小学校就学前1年間の2回接種を推奨していますが、助成は1回目（1歳の方のみ）です	
季節性インフルエンザ	2回 (HA ワクチン)	6か月以上13歳未満	接種費用のうち市が2,000円を助成 (2,000円/回, 2回まで)
	1回 (経鼻生ワクチン)	2歳以上13歳未満	接種費用のうち市が4,000円を助成

※ 令和7年度に2歳～3歳未満の方もワクチン不足による延長措置により助成が受けられます。

(3) 調布市が独自に行う法定外予防接種（無料）

麻しん（はしか）風しん

麻しん（はしか）風しん定期予防接種（第1期・第2期）の対象年齢内に接種することができなかった場合、法定外予防接種を受けることができます。接種を希望される方は、直接市内協力医療機関（※1）にお問い合わせください。なお、ワクチン不足による延長措置により、令和4年度生まれの方は第1期、平成30年度生まれの方は第2期を定期予防接種として令和8年度末まで無料で接種できます。

対象者	2歳以上7歳6か月未満（定期予防接種の対象者を除く）
回数	1回又は2回
費用	無料（公費負担）
実施場所	市内協力医療機関
持ち物	母子健康手帳、マイナ保険証又は資格確認書、予診票（お手元がない場合は市内協力医療機関で受け取るか、子ども家庭センターにお問い合わせください。）

8 アレルギー疾患のある児童への対応について

昨今のお子様を取り巻く健康課題の一つにアレルギー疾患があります。アレルギー反応に起因する病態には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。このため、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように学校においても取組を行っています。アレルギー疾患がある場合は、学校にお知らせください。なお、学校での対応を希望される場合は、下記の内容をよくお読みのうえ、各学校にお申し出ください。学校の状況によって、全ての御要望にお応えできない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

1 アレルギー疾患対応取組みの流れ

Step 1

アレルギー疾患対応が必要かどうかを
家庭にて検討する

Step 2

アレルギー疾患対応を希望する旨を
学校へ申し出る

Step 3

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
をもって医療機関を受診する

Step 4

医師の作成した学校生活管理指導表（アレルギー
疾患用）を学校へ提出し、対応を相談する

Step 5

アレルギー疾患に対する取組の開始

検討のPoint

(1)医師の診断が「中等症」以上
※食物アレルギーの場合は、

- ①医師の診察や検査により、アレルギーであることが明確な場合。
 - ②アレルゲンが特定され、医師からアレルギー対応の指示・指導をされている場合。
 - ③家庭でもアレルギー対応を行っていること。
- (2)アレルギー疾患に対する配慮・管理を希望する

学校から

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等を渡します。

医師にお子様のアレルギーについて診断してもらい、必要事項を記入してもらってください。医療機関によって、文書料が発生する場合があります。

医師の作成した管理指導表を基に、学校生活における配慮や管理について相談させていただきます。

2 小学校給食における食物アレルギー対応について

市立小学校では、食物アレルギーのある児童に対して市内統一の方針及び医師の指示を基に、学校の状況に応じた給食の対応を行っています。なお、給食以外でも食物の摂取や接触の機会がありますので、食物アレルギーがある場合は必ず学校にお申し出ください。

また、不必要な除去を減らし、一層安全に対応するため、調布市医師会の協力の下、管理指導表等の関係書類の内容を教育委員会・医師会で共有し、管理指導表の現状分析や、より適切な対応についての検討を行います。

検討の結果、学校を通じて、医師会が指定する市内医療機関の受診を勧めることがありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

(1) アレルギー対応に係る必要書類の提出について

学校での配慮が必要な場合は、必ず以下の書類を学校へ提出してください。

① 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用、以下「管理指導表」と言う。）

※ 医師に記入してもらった後、同意欄に署名

② 食物アレルギー個別取組プラン（事前調査票兼面談調書、以下「取組プラン」と言う。）

※ 「5学校生活上の留意点」まで記入し、「6情報の共有について」の同意欄に署名

③ 緊急時個別対応カード

(2) 給食での対応について

調布市では下記の内容で、アレルギー対応を実施していますので、御了承ください。

- ① 使用する調味料・加工品等の原材料表を配布させていただきます。学校では栄養士及び調理員が確認をしておりますが、念のため御家庭でも原因食物の有無について再度の確認をお願いいたします。
- ② 毎月、食物アレルギー対応献立表を児童経由でお渡ししますので、御家庭でも児童と一緒に対応内容の確認や、児童への注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。給食時には、食物アレルギー対応カードを食器に貼って提供し、担任と児童で食物アレルギー対応献立表と照合して対応内容の確認をします。
- ③ 市立学校の学校給食では「そば」・「ピーナッツ」・「一部の種実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ）」を使用しません。また、「原因食物を除去しやすい献立とすること」、「種実類・キウイフルーツなど、新規発症を引き起こしやすい食物の使用に配慮すること」、「作業動線・工程に配慮した献立とすること」を献立作成の考え方の基本とします。
- ④ 調布市の学校給食では、アレルギー食対応の単純化を図るため、アレルギー原因食物を全て除いた給食（除去食）を提供する完全除去を基本とする対応を導入しています。鶏卵、果物・トマトの一部加工品、調味料、コンタミネーション（微量混入）対応については例外としていますが、その他の食物については、管理指導表に一部除去と記載がある場合及び自宅で少量食べている場合も、全て除去します。
- ⑤ 原因食物の異なる児童が複数いる場合は、それぞれの児童の原因食物に対応した除去食を各々調理するのではなく、該当する原因食物を全て除去した1種類の除去食とします。
- ⑥ 食物アレルギー対応が必要な児童については、除去食の有無に関係なく常に異なる色のトレイ（ピンク・ブルー）を使用し、除去食対応がある料理についてはオレンジ色のラインの入った食器に盛付けします。
なお、トレイ及び食器の色は市内統一とします。
- ⑦ ピンクトレイ対応の児童については、安全対策が定着するまでは、除去食の有無に関わらずおかわりは全面禁止となります。量については配膳の段階で配慮いたします。
なお、原因食物が「そば、ピーナッツ、一部の種実類」、「非加熱の魚介類」、「生卵（鶏卵）」のみの場合は、ブルートレイを使用し、おかわり可となります。
- ⑧ 学校で除去食対応が困難な場合、家庭から弁当や代替品を持参していただく場合があります。その際は、もし御家庭で食べていたとしても原因食物の含まれていないものを御持参ください。
- ⑨ 除去が不要になった場合、解除申請が必要となりますので学校に御連絡ください。

3 その他

給食では納品等の都合により対応内容を変更する場合があります。

保健のしおり【小学生用】（令和8年度新入生・転入生用）

発行日 令和8年1月
発行 調布市教育委員会教育部学務課
〒182-0026 調布市小島町2-36-1
☎042-481-7475（保健給食係）
印刷 庁内印刷

☆ 本冊子内のイラストの出典 ☆

表紙：市内中学校養護教諭 表紙以外：コマザキ先生のほけんだより（駒崎亜里 著 東山書房）